

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(9) (略) (10) 広報・社会貢献委員会副委員長 (11)～(14) (略) 2 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(9) (略) (10) 広報・社会貢献委員会副委員長のうち1人 (11)～(14) (略) 2 (略)</p>	

附 則 (細則第16号)

この細則は、平成27年5月22日から施行する。